

○農林水産省令第四十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成八年九月九日

農林水産大臣 大原 一三

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の十一の項植物欄中「トマト」の下に「（カ
ナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入
されるエイチワイ九四七四種、エビータ種、オハ
イオ七九八三種、サンライズ種、トラスト種、ド
ンビート種及びベルモンド種のトマトの生果実を
除く。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。